

## 令和3年鉾田市農業委員会7月定例総会議事録

日 時	令和3年7月26日（月）午後1時58分																																																																														
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																														
出欠状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>櫻井 健一</td><td>出</td><td>13番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>富田 省三</td><td>出</td><td>15番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菊地 博</td><td>出</td><td>16番</td><td>出沼 丈夫</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>浜田 洋一</td><td>出</td><td>17番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>米川 完一</td><td>欠</td><td>18番</td><td>菊川 俊雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>坪沼美知子</td><td>欠</td><td>19番</td><td>飯塚 康雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>菅谷 幸子</td><td>欠</td><td>20番</td><td>郡司 光一</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>草野 克信</td><td>欠</td><td>21番</td><td>浅野 登</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>箕輪美代子</td><td>欠</td><td>22番</td><td>鈴木 新吾</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>23番</td><td>大久保 稔</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>宇佐見達夫</td><td>欠</td><td>24番</td><td>小松崎善一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出	2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出	6番	米川 完一	欠	18番	菊川 俊雄	出	7番	坪沼美知子	欠	19番	飯塚 康雄	出	8番	菅谷 幸子	欠	20番	郡司 光一	出	9番	草野 克信	欠	21番	浅野 登	出	10番	箕輪美代子	欠	22番	鈴木 新吾	出	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出	12番	宇佐見達夫	欠	24番	小松崎善一	出
番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠																																																																										
1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出																																																																										
2番	永井 司	出	14番	飯岡 政一	出																																																																										
3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出																																																																										
4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出																																																																										
5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	出																																																																										
6番	米川 完一	欠	18番	菊川 俊雄	出																																																																										
7番	坪沼美知子	欠	19番	飯塚 康雄	出																																																																										
8番	菅谷 幸子	欠	20番	郡司 光一	出																																																																										
9番	草野 克信	欠	21番	浅野 登	出																																																																										
10番	箕輪美代子	欠	22番	鈴木 新吾	出																																																																										
11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出																																																																										
12番	宇佐見達夫	欠	24番	小松崎善一	出																																																																										
事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長																																																																														
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																														
議事録署名人	15番 城田 俊男 16番 出沼 丈夫																																																																														
書 記	酒井係長																																																																														
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 4 号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第 6 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について</p> <p>議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p>																																																																														

	<p>議案第 8 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について</p> <p>議案第 9 号 令和4年度国・県・市町村農業施策に関する要望について</p> <p>議案第 10号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 3 号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 4 号 農地法制限除外の届出について</p> <p>そ の 他</p>
<p>事 務 局</p>	<p style="text-align: center;">（ 開 会 ）</p> <p>定刻となりましたので、令和3年銚田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうも皆さんこんにちは。今、台風がこっちへ向かっているようで、農家の皆さんも心配だと思いますが、どうか進路がそれて被害が出ないことを願っておりますけれど。あとですね、農業委員会もいろいろと問題がありまして、内容については議事が終了しましたら事務局から説明ありますので、お願いします。茨城も徐々にまたコロナが増えてきまして、現時点でうちの委員では感染者は出ていないので良いことですが、これからも皆さん気を付けてください。甲子園の茨城県予選もですね、通常だと中継とかやるんですが、今はオリンピックなのでしょうがないかなと思いますけど、鹿島学園が常総学院を破りまして、鹿行地区から甲子園出場校が出たということで大変喜ばしいことだと思います。それでは今日もですね、慎重審議のほうをお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長があたることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いします。</p>

議	長	<p>ただいまの出席委員は18名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会7月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議	長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。それでは、会議録署名人に、15番 城田俊男 委員、16番 出沼丈夫 委員の両名を指名いたします。</p>
議	長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。</p>
議	長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策のため、6番 米川完一 委員、7番 坪沼美知子 委員、8番 菅谷幸子 委員、9番 草野克信 委員、10番 箕輪美代子 委員、12番 宇佐見達夫 委員が欠席となります。</p>
議	長	<p>これより議事に入りたいと思います。</p> <p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>
議	長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許</p>

	<p>可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>番号1番から番号16番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号について説明させていただきます。 番号1番から番号16番までご説明いたします。 申請件数につきましては16件、地目、田2筆、畑22筆、計24筆。面積は4万4,624平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買が8件、賃貸借が1件、交換が4件、区分地上権が3件となっております。</p> <p>いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと思います存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 菊地博委員</p>	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>4番、菊地です。1番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと■■■■の間で売買契約が円満にまとまったということです。■■■さんはイチゴを中心として葉物などを栽培しております。このたび購入された畑は、家とは少し離れているので、葉物を作る予定だそうです。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、取得後も耕作事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長 大貫修一委員</p>	<p>続きまして、番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番、大貫です。2番についてご説明したいと思います。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、もともと現地の農地を■■■さんがハウスを建ててメロン等を作付していたとのことでした。■■■さんがこれからも農業をやらないとのことで、売買の話が円満にまとまったということです。■■■さんは、親子3人のほか実習生もおり、279アールという面積でメロン、トマト等を作っており、将来的にも有望な農家です。何ら問題はないと思われまますので、よろしくご審議ください。ありがとうございます</p>

<p>議 長 海老原康廣委員</p>	<p>た。</p> <p>続きまして、番号3番、番号4番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>17番、海老原です。番号3番、4番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、近所で親の代から親交がある間柄でございます。このたび■■■さんはサツマイモを中心とした農家であり、■■■さんは水稻を中心とした農家で、田畑の交換の話が円満にまとまったそうです。つきましては、農地法3条第2項の権利移動に係る許可要件について、問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長 郡司光一委員</p>	<p>続きまして、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番、郡司です。5番について説明いたします。譲受人、■■■■さん、譲渡人の■■■■さんは数年前に亡くなっていて、相続財産管理人のほうから■■■さんのほうにお話があったそうです。この土地は、前より■■■さんが借りておられて、今回、このような話があり、それならということで、契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんはサツマイモ、ジャガイモなどを栽培する農家であり、後継者も熱心に取り組んでおります。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件についても問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 永井司委員</p>	<p>続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>2番、永井です。6番について説明いたします。■■■さんと■■■さんは、実家同士が近所でありまして、このたび■■■さんのおふくろさんが年取ったために農作業ができないということで、売買が成立したそうでございますので、よろしく審議お願いしたいと思えます。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>続きまして、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>13番、菅谷です。7番について説明いたします。譲受人、■■■さんは専業農家で、サツマ、水稻を中心に生産しているとのことです。自分の作っている田の隣接地が耕作放棄地になっていて、地主の■■■さんとの間に売買の話がまとまったそうです。農地に戻し、水稻を作付するとのことです。問題のない案件と</p>

<p>議 長</p>	<p>思われますので、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>飯塚康雄委員</p>	<p>続きまして、番号8番から番号11番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>19番、飯塚です。番号8番についてご説明します。  賃借人、■■■さんと賃貸人、■■■さん、この方は知人の紹介で営農型太陽光発電設備をやりたいということで、下の作物はサカキを植えるということで、これは近所の人との紹介とこのことです。農地を有効利用して運営していきたいというお互いの話があったということです。特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>次、9番、10番、■■■さんと賃貸人、■■■さん、この方も同じで、その紹介した方、この知人の方が同一の方で、その方とこれも意見が合いました、営農型で取組をしたいという件です。■■■さんのお宅に7月19日に私と事務局で調査にお伺いしました。自宅は龍ヶ崎になります。職業は造園業と農業ということです。現在、自宅周辺に太陽光発電設備をもう既に設置してありまして、今回の営農型太陽光発電設備も設置してあるということで、見学と説明をしていただきました。作物は、やはりサカキを植えてあり、約1年間経過したものです。サカキには種類があるということで、ヒサカキとホンサカキ、今回はヒサカキで、サカキの育成をしていきたいと、なぜ龍ヶ崎とこの鉾田市の距離があるところを選んだのかというちょっと質問をしまして、鉾田市のほうがサカキに合った環境ということで、また取り組みたいということで、太陽光の会社を通して今回は鉾田市の土地を紹介していただいたということです。実際に、草刈りとか今後の作業効率とかも委託業者があるということで、そこは十分対応できると、セキュリティの面でも携帯電話なりで連絡、対応するシステムを利用していくということで、問題はないかと思えます。ご審議のほうをよろしく申し上げます。</p> <p>11番です。■■■さんと■■■さん、先ほど8番で説明したとおりで、太陽光の会社は違いますけれども、同じ営農型で取組をしたいということです。いずれにしても、問題はないかと思えますので、ご審議のほうよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p> <p>櫻井健一委員</p>	<p>続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>1番、櫻井です。12番について説明をいたします。  譲受人、■■■さんより売買の連絡がございました。譲渡人は■■■さんでございます。譲受人、■■■さんによりますと、■■■さんの農地が約1町2反歩勝下地内にあり、近隣に借地している農地が約1</p>

<p>議 長</p>	<p>町2反歩あるそうです。その間に■■■さんの農地が428平方メートルございます。1か所に農地を集積して規模拡大を図りたいという申請でございますので、ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>続きます、番号13番、番号14番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>3番、富田でございます。13、14番、これ関連していますので、一括でよろしいですか。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>13番につきまして、この案件につきまして説明いたします。譲渡人と譲受人は親しい仲でありまして、今回、交換ということで話がまとまりまして、お互いに円満な話合いの下に交換ということでもあります。利便性を考えた案件でございます、今回、お互いに、片方は、要するに面積的にはかなりこれ違うのですけれども、片方のこの■■■さんの宅地に近いほうが小さい面積でありまして、要するに■■■さんのほうで利便性として、農地と交換して、将来は屋敷にしたいということでありまして、今回、お互いの話合いの下にまとまりました。つきましては、農地法第3条の2項の権利移動におかれましては、何ら問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p> <p>また、14番に対しまして、これは■■■さんと■■■さんの畑であります、本来ならば■■■さんという方が■■■さんの息子さんでありまして、権利的には■■■さんのものになっているということで、今回、■■■さんと■■■さんが交換ということになりました。関連しておりますので、農地法第3条の規定によりまして、許可要件に関しましては何ら問題がないと思いますので、ご審議のほどをよろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>菊川俊雄委員</p>	<p>続きます、番号15番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、菊川です。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは近所の間柄です。このたび■■■さんが高齢でもう畑の管理ができなく枯らしてしまい、周りの人に迷惑がかかるので、畑の隣の■■■さんにお買い上げとお願いということで、売買契約が円満にまとまったということです。■■■さんは、電気屋兼農家ですが、購入後は野菜などを作るそうです。何ら問題はないと思われまますので、よろしく審議のほどお願いいたします。</p>

議 長	続きます、番号16番について地元委員の説明を求めます。
鈴木新吾委員	<p>22番、鈴木です。16番の案件について説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■■■さんは、知人を通じて知り合い、■■■さんが新たに農業を始めるということで、農地を譲渡することになり、売買契約が円満に結ばれたということです。■■■さんは、日本へ来て十数年経過しており、日本の国籍も取得しております。今年の4月に鉾田市の■■■■■に転移されており、取得する野友地区の農地までも約9キロですので、営農管理に問題はないと思われま。新規就農であります、トラクターと耕運機を自己資金で購入し、取得した農地ではカンショを作付するそうです。</p> <p>農地下限面積、従事日数等も農地法第3条第2項の許可要件を満たしていると考えられますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	番号1番から番号16番まで質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。
大貫修一委員	11番、大貫です。16番について質問したいと思います。■■■というのは中国の方ですか。
鈴木新吾委員	はい。
大貫修一委員	この人は、帰化はしているんですね、日本国籍持っていないくても日本の農地は持てるのですか。
鈴木新吾委員	農地は持ってないので。
大貫修一委員	それは持てるのですか。
鈴木新吾委員	持てるらしいです。
大貫修一委員	ああ、そうですか。分かりました。ありがとうございました。
議 長	<p>そのほかありますか。質疑のほうありますでしょうか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号1番から番号16番について申請どおり許可と決定するこ</p>



議 長	<p>とにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1から番号16番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
	<p>(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>番号1番, 申請人 [REDACTED]。申請地, [REDACTED], 地目, 畑, 面積1,006平方メートル。同じく [REDACTED], 地目, 畑, 面積614平方メートル。</p> <p>転用事由ですが, 現在の飼育数を1,300頭から1,500頭へ増やすため, 新たに畜舎を建設したい。転用計画は, 畜舎1棟495平方メートル, 汚水処理設備50平方メートル。</p> <p>詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 菅谷美尚委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番, 菅谷です。1番について報告いたします。</p> <p>去る7月15日に18番, 菊川委員, 19番, 飯塚委員, 事務局で現地調査を行いました。場所は, 地図1ページ左側になります。農地区分は第1種農地になります。</p> <p>申請地は, 現在使用している豚舎に隣接しており, 頭数を増やすため新たに豚舎を増設したいとのこと。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいず</p>

<p>議 長 大貫修一委員</p>	<p>れも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>地元委員、11番、大貫です。1番について説明します。 まず、現地調査ご苦労さまでございました。地図は1ページの左側です。下太田鉾田線の■■■■■■■■■■から北へ向かって行き、安房区の■■■■■■■■■■というところがありますから、そこを左に曲がっていきます。そこを真っ直ぐ行くと飯田付近に行きます道路です。その陸橋を、鹿島線の陸橋を越えて、すぐ右に堆肥盤があると思いますが、そこを右に曲がっていくと、道なりに行くと養豚場があります。畜舎の南側に1棟畜舎を建てる場所が空いておりまして、そこに建てる計画だそうです。</p> <p>転用事由にあるように、飼育頭数を増やすということです。■■■■■■■■■■さんは79歳とのことですが、娘さんと21歳になるお孫さんが経営に参加しているとのことで、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>

議 長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号1番、賃借人、[REDACTED]。賃貸人、[REDACTED]。  申請地、[REDACTED]，地目、畑，面積1，308平方メートル。同じく[REDACTED]，地目、畑，面積1，251平方メートル。  転用事由は、既存の資材置場，駐車場が手狭になったため，申請地を資材置場，駐車場として整備したいということで，転用計画，駐車場，作業用車両置場1，000平方メートル，資材置場，建築資材400平方メートル，材料資材500平方メートル。契約内容は，賃貸借です。  詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。  以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
菊川俊雄委員	<p>18番，菊川です。  去る7月15日に菅谷さん，飯塚さん，私と事務局で現地調査を行いました。地図は1ページ右側です。周囲は集団的に存在する農地の地域にあります。集落に接続し，設置される駐車場及び資材置場として例外的に許可できるということです。第1種農地と判断しました。詳しくは地元委員さんをお願いします。  農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告します。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
鈴木新吾委員	<p>22番，鈴木です。まずもって，現地調査の皆様，ご苦労さまでした。  申請地は，地図1ページの右側の位置になります。国道51号を水戸方面に向かい，冷水入り口信号を[REDACTED]メートルぐらい行った左側の奥です。賃借人，[REDACTED]さんと賃貸人，[REDACTED]さんは，親友の間柄です。現在使用している資材置場，駐車場が狭いため，申請地を資材置場と駐車場として整備したいということです。ご審議のほどよ</p>

		ろしくお願いします。
議	長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事	務	局
		番号2番についてご説明いたします。賃借人、 。賃貸人、 。 申請地は、 、地目、畑、面積2,456平方メートル。 転用事由は、カンショの生産加工販売を営んでおり、事業拡大に伴い生産量・出荷量が増え、貯蔵施設が不足したため、申請地にキュアリング貯蔵庫を整備したい。転用計画は農業用倉庫、キュアリング貯蔵庫です。こちらの558平方メートル、農業用資材置場522平方メートル。契約内容は賃貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員		13番、菅谷です。2番についてご報告いたします。 去る7月15日現地調査を行いました。場所は、2ページ左側です。農地区分としては第1種農地になります。さんは、芋の加工販売を営んでおり、事業拡大に伴い、生産量・出荷量が増え、貯蔵施設が不足したため、申請地を農業用倉庫として利用したいとのことです。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、

<p>議 長</p> <p>大久保稔委員</p>	<p>実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>23番、大久保です。2番について説明します。  現地調査員さんは暑い中、大変ご苦労さまでした。場所は2ページ、左側になります。舟木の■■■■■■■■■■を鹿田方面に■■キロぐらい行った右側になります。以前に施設のあった北側になります。賃借人、■■■■■■■■■■さんと賃貸人、■■■■■■■■■■さんは親子の関係です。■■■■■■■■■■さんは、■■■■■■■■■■というサツマイモの生産・加工・販売までの6次産業として、大勢の従業員を使って地元貢献しています。このたび事業拡大に伴い、生産量・出荷量が増え、貯蔵施設が不足したため、申請地にキュアリング貯蔵庫を整備したいとのことです。前回同様に、建築基準法の法令を遵守して、周辺に被害のないよう万全を期するそうです。審議のほどよろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。  これより採決いたします。  番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号3番ですが、譲受人、■■■■■■■■■■。譲渡人、■■■■■■■■■■。申請地は、■■■■■■■■■■，地目、畑，面積992平方メートル。</p> <p>転用事由ですが、現在利用している隣接地の資材置場が手狭となったため、申請地を資材置場として整備したい。転用計画、資材置場、建築資材104.8平方メートル，材料資材128平方メートル。</p>

	<p>ル、その他の資材が97.40平方メートル。契約内容は売買です。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 飯塚康雄委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>19番、飯塚です。</p> <p>去る7月15日、13番、菅谷委員、18番、菊川委員と事務局で現地調査を行いました。申請地は、地図2ページ、右側になります。詳しくは地元委員さんをお願いします。</p> <p>農地区分としては第1種農地と判断しました。現在利用している隣接地の資材置場が狭くなったため、申請地を資材置場として利用したいとのことです。集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される資材置場として、例外的に許可できるということから、農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長 城田俊男委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>15番、城田です。5条、3番の説明に入ります。</p> <p>現地調査員の方、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページの右側です。申請地の下の■■■■さんの通りを左側に行きますと、青山保育園のところの信号に出ます。■■■■さんは建設業を営んでいて、申請地を資材置場として整備したいとのことでした。この申請地のすぐ右側なのですけれども、前回、高低差解消で兄弟で盛土についてちょっともめた場所です。■■■■さんは兄弟が9人います。今回の譲渡人も兄弟の1人です。一応現地に、2番目の人が同じ建設業を営んでいて、その人と、この■■■■さんは6番目でして、一応その2人に話を伺いましたら、資材置場の件は問題はないとのことですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>ご説明いたします。番号4番、使用借人、[REDACTED] [REDACTED]。使用貸人、[REDACTED] [REDACTED]。申請地、[REDACTED]の 一部、地目、畑、面積463平方メートル。 転用事由は、現在借家に家族4人で住んでおり手狭であるため、 申請地に自己住宅を建築したい。転用計画ですが、自己住宅150. 71平方メートル。契約内容は使用貸借。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います と存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 菊川俊雄委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>18番、菊川です。 去る7月15日に現地調査を行いました。地図は3ページ左側で す。周囲は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続し設 置される自己住宅として例外的に許可できるとして、農地区分とし ては第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、 転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認 め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告します。</p>
<p>議 長 鈴木新吾委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>22番、鈴木です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。 申請地は、地図3ページ左側の位置になります。国道51号を水 戸方面に向かい、西勝下歩道橋の次の[REDACTED]の左を1.5キロ 入ったところ。譲渡人、[REDACTED]さんと譲受人、[REDACTED]さんは親子 の間柄です。現在、借家に4人で住んでおり、狭いので申請地に自 己住宅を建築したいということです。ご審議のほどよろしく願い します。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に朗読させます。 ご説明いたします。番号5番、使用借人、 。使用貸人、 。申請地は、 、地目、畑、面積6、155平方メートル。 転用事由ですが、平成12年頃に農地法の許可を得ずに既存敷地を拡張して、調整池及び車両駐車場として使用しておりましたので、是正の申請をします。転用計画は、調整池990平方メートル、自動車置場、30台、通路1、160平方メートル。契約内容は使用貸借。始末書添付となっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議 長 菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。 13番、菅谷です。5番について報告いたします。 去る7月15日に現地調査を行いました。場所は、3ページ右側です。農地区分は第2種農地になります。現在の調整池がいっぱいになり、別に調整池が必要となって使用していたが、農地法の許可を得ずに整備して、調整池兼自動車置場として利用していたため、是正の申告をすることです。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、計画面積など適と認め、3人の総合意見として可と判断しました。申請前に整備利用をしていたため、始末書添付となっております。 以上、ご報告いたします。</p>





<p>議 長</p> <p>菊川俊雄委員</p>	<p>平方メートル。契約内容は売買。  詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。  以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けてご説明お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>18番、菊川です。  去る7月15日に現地調査を行いました。地図は4ページ左側です。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域のある集団性の低い農地であり、農地区分としては第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告します。  続けて、地元委員として説明します。場所は、[ ]のすぐ北側です。メロンとかコマツナとかの選果場のすぐ目の前になります。譲受人、[ ]と譲渡人、[ ]さんの間で売買契約が円満にまとまったとのことです。購入後は、この土地にキュアリング倉庫、貯蔵施設を造るとのことです。何ら問題はないと思われますので、よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。  これより採決いたします。  番号6番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号7番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>ご説明いたします。番号7番、賃借人、[ ]。賃貸人、[ ]。</p>

	<p>。申請地、の一部、地目、畑、面積 0.60平方メートル。</p> <p>転用事由は、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。転用計画ですが、営農型太陽光発電設備、パネル252枚、パネル面積547.74平方メートル、下部農地面積1,098.24平方メートル、全体面積が1,337平方メートル。契約内容は賃貸借です。一時転用で期間は許可日から3年間、作目はサカキとなっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。</p>
<p>飯塚康雄委員</p>	<p>19番の飯塚です。</p> <p>去る7月15日に現地調査を行いました。申請地は、地図4ページの右側になります。集団的に存在する農地の地域にあり、一般的な転用であるため許可ができるということで、農地区分としては第1種農地と判断しました。農地を有効利用するために申請地を借り受けて、営農型太陽光発電設備を設置したいということです。一時転用で許可から3年ということです。</p> <p>以上の点から、農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告します。</p> <p>続きまして、地元委員としまして説明します。場所は、鉾田へ向かう湖岸線というのがありまして、その梶山地区のがあるのですが、この信号を左側へ約10キロぐらい向かった右側のところを100メートルぐらい入ったところになります。その左側です。さんとさんは、知人の方の紹介で営農型太陽光設備による部分地上権の賃貸契約をしたいとのことでした。農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したいということで、作物はサカキを栽培するということです。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>11番、大貫です。この面積が0.60平米となっていますけれども、これどういうことなのですか。畑部分は0.6しかなかった</p>

	の、あとは何になっているのですか。
議 長	では、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	農地係長の鬼澤と申します。 0.60の面積なのですが、こちら営農型太陽光の支える柱のほうの面積になっているので、実際にその部分だけが一時転用という形になりますので、こういった表記になっております。あくまでこれは空中にあるので、農地に設置するわけではないということです。
大貫修一委員	分かりました。ありがとうございました。
議 長	そのほかに質疑ありますでしょうか。  (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	続きまして、番号8番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	ご説明いたします。番号8番、賃借人、 。賃貸人、 。申請地は、の一部、地目、畑、面積0.65平方メートル。 転用事由は、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。転用計画、営農型太陽光発電設備、パネル258枚、パネル面積560.78平方メートル、下部農地面積1,139平方メートル、全体面積2,287平方メートル。契約内容は賃貸借です。一時転用で期間は許可日から3年間、作目はサカキとなっております。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じ

<p>議 長</p>	<p>ます。 以上でございます。</p>
<p>飯塚康雄委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明をお願いいたします。</p> <p>19番、飯塚です。 去る7月15日に現地調査を行いました。申請地は、地図5ページ左側になります。農地区分としては第1種農地と判断しました。これも先ほどと同じで、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したいということです。一時転用で許可日から3年ということです。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、地元委員として説明します。場所は、先ほどと同じ、7番で説明しました隣の場所になります。■■■■と■■■■さんは、先ほどと同じ共通の知人からの紹介で営農型太陽光発電による部分地上権の賃貸契約をしたいということです。やはり作物はサカキを栽培するというです。先ほどご説明した■■■■さんに対しては、7月16日に事務局と自宅のほうへ調査に行きました。自宅は龍ヶ崎ですが、こちらの管理もしっかりできるということを聞いております。造園業をやっているということなので、サカキに対してもかなり詳しく、もっとパネルが多く影になったほうがいいと、風通しがあるところだとすごく色も出ていいサカキができるのだと、鉾田市の環境はすごくいいということで、今回チャレンジをするということです。特に問題はないかと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号8番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号8番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号8番を申請どおり許可と決定いたしま</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、番号9番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号9番について説明いたします。賃借人、 。賃貸人、 。申請地、の一部、地目、畑、 面積0.62平方メートル。</p> <p>転用事由は、農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。転用計画、営農型太陽光発電設備、パネル270枚、パネル面積586.86平方メートル、下部農地面積1,190.58平方メートル、全体面積2,671平方メートル。契約内容は賃貸借。一時転用で期間は許可日から3年間、作目はサカキとなっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>飯塚康雄委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので続けて説明願います。</p> <p>19番、飯塚です。</p> <p>7月15日に現地調査を行いました。場所は、5ページ右側になります。先ほどに近い場所です。先ほどの200メートルぐらい手前のところを右に入っていた畑の中なのですが、農地の地域であります。農地区分としては第1種農地と判断しました。農地を有効利用するために、申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したいということです。一時転用で許可から3年ということです。以上の点から、農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>続きまして、地元委員として説明します。さんとさんは、先ほどと同じ知人の方からの紹介で、営農型太陽光設備を設置したいということで、今回、会社のほうがさんになっていますが、姉妹会社みたいなことを言っていました。やはり農地を有効利用をしたいということです。作物は同じサカキを栽培するということです。特に問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号9番について質疑に入ります。質疑を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑なしの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号9番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号9番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号10番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ご説明いたします。番号10番、使用借人、 。使用貸人、 。申請地ですが、の一部、地目、畑、面積 251平方メートル。 転用事由、会社敷地内にて干し芋加工作業をしておりますが、事業拡大に伴い、作業場が手狭になったことから、申請地に新たな作業場兼倉庫を建設したい。転用計画、作業場兼倉庫140平方メートル。契約内容は使用貸借です。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議 長 菊川俊雄委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>18番、菊川です。 去る7月15日に現地調査を行いました。申請地は、地図6ページの左側です。周囲は住宅と山林に囲まれた地域で、集団性の低い農地である。農地区分としては第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>

小松崎善一委員	<p>24番, 小松崎です。まずもって, 現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。番号10番についてご説明をいたします。</p> <p>譲渡人, ■■■■さん, 譲受人, ■■■■さんは親子の関係でございます。■■■■さんは, 大きく養豚業をやっておりますが, そのほかに■■■■という喫茶店を国道沿いにやっておりまして, そこで弁当やら干し芋の販売をしております。現在, パート8人で干し芋の加工をしておりますが, 加工場が手狭なために, 申請地を父より借り受けて, 作業場兼倉庫を建設したいというようなことでございます。そして, 規模拡大を図りたいというようなことでございます。なお, この農地は第2種農地でありますので, 問題はないかと思われれます。</p> <p>場所は, 国道51号を水戸方面に向かいます, ■■■■の交差点の手前に■■■■がありましたけれども, その反対側に■■■■という喫茶店がございます。そこから敷地内を中へ50メートルぐらい入ったところが申請地になっております。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>番号10番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号10番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号10番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号11番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>ご説明いたします。番号11番, 使用借人, ■■■■ ■■■■。使用貸人, ■■■■。申請地, ■■■■, 地目, 畑, 面積229平方メートル。</p> <p>事由, 現在実家にて三世代7人で同居しており, 手狭なため, 実家に隣接する申請地に自己住宅を建築したい。転用計画, 自己住宅58.78平方メートル。契約内容は使用貸借です。</p>



<p>議 長</p> <p>飯塚康雄委員</p>	<p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長</p> <p>櫻井健一委員</p>	<p>19番、飯塚です。</p> <p>去る7月15日に現地調査を行いました。申請地、場所は6ページ右側にあります。詳しくは地元委員さんをお願いします。</p> <p>農地区分としては第1種農地と判断しました。集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可ができると。現在は実家で三世代7人同居で手狭なため、実家に接続する申請地に自己住宅を建設することです。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と求め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>1番、櫻井です。11番について説明いたします。</p> <p>■■■■さんより申請の連絡がございました。地図6ページ右側になります。国道51号、■■■■付近より海岸のほうへ2キロ入ったところになります。住宅の点在するところになります。■■■■さんによりますと、現在、家族と同居しておりますが、手狭になり、自己住宅を建設したいという申請でございます。面積は229平方メートルになります。</p> <p>現地調査員の方々、大変ご苦労さまでございました。現地調査のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>番号11番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号11番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号11番を申請どおり許可と決定いたし</p>

	ます。
	(議案第4号 現況証明書の交付について)
議 長	続きます。議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事 務 局	ご説明いたします。番号1番、申請人、 。届出地、 、台帳地目、畑、面積106平方メートル。現況は、農地への進入路。許可年月日、令和3年5月31日、確認年月日が令和3年7月15日。転用事実証明となります。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
菅谷美尚委員	13番、菅谷です。1番についてご報告いたします。 去る7月15日に現地調査を行いました。場所は、7ページ左側です。自分の農地に段差があり、奥の農地に行く進入路として使用しているようです。 以上、ご報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
浜田洋一委員	5番、浜田です。1番について説明します。 現地調査員さんにはご苦労さまです。この案件は、 さんの農地の進入路ということで、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号2番、申請人、 。届出地、 、台帳地目、 畑、面積627平方メートル。現況、農作業所、休憩所、物置敷地。 許可年月日、令和3年6月25日、確認年月日、令和3年7月15日。転用事実証明となります。 以上でございます。</p>
議 長	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
菅谷美尚委員	<p>13番、菅谷です。2番についてご報告いたします。 7月15日、現地調査を行いました。場所は、7ページ右側になります。現況、農作業所、休憩所、農業用物置を建てられ使用しているようでした。 以上、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
浜田洋一委員	<p>5番、浜田です。2番について説明します。 この案件は、6月の総会で転用の許可が下りた物件です。農作業所、休憩所、物置として利用されており、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ござ</p>

<p>議 長</p>	<p>いませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
	<p>(議案第5号 農地改良協議に対する同意について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、申請人、[REDACTED]。届出地、[REDACTED]の一部、畑、1,000平方メートル。同じく[REDACTED]の一部、畑、1,900平方メートル、計2,900平方メートル。転用目的、高低差解消。期間は令和3年8月27日までとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番、菅谷です。1番についてご報告いたします。</p> <p>去る7月15日、現地調査を行いました。場所は、8ページ左側です。周りの農地が低いため、水がたまったりしているそうです。隣地から土を取り高低差を解消したいとのこと。転用目的、実現の確実性とも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>浅野登委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>21番、浅野です。1番について説明します。</p> <p>場所は、茨城鉾田線、[REDACTED]から鉾田北小に向か</p>

		う通学路の右側で、百二、三十メートルぐらい入ったところです。申請人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> さんは、申請地で最近まで二間ハウスで耕作していましたが、畑の真ん中が低く、作付がしづらかったということでもあります。今回、三間ハウスに建て替えるに当たり、隣地にある山林の土地を低いところへ入れて整地をし、高低差を解消したいということでもあります。よろしく審議のほどお願いいたします。	
議	長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。  (質疑なしの声あり)	
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)	
議	長	異議ないものと認め、番号1番を協議どおり同意することに決定いたします。	
議	長	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。	
事	務	局	番号2番、申請人、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 。届出地、 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 、畑、1、231平方メートル。転用目的は、田畑転換です。こちらは、始末書添付となっており、施工済であります。 以上でございます。
議	長	現況調査員の調査報告を求めます。	
菊川俊雄委員		18番、菊川です。2番につきましてご説明をいたします。 7月15日に現地調査を行いました。場所は、8ページ右側になります。申請地は、水はけの悪い水田です。農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の意見として可と判断しましたので、ご報告します。	
議	長	地元委員の説明を求めます。	
富田省三委員		3番、富田でございます。この案件に対しまして説明いたします。	

		<p>まずもって、調査員の皆様、ご苦労さまでございました。この案件の場所でございますが、ここは下太田鉾田線、今の鹿島線の涸沼駅の近くでございます。涸沼駅から約[ ]メートルくらいありますけれども、この場所はもともとこれ湿地でありまして、作物も何もできないような場所でありまして、本当のどぶ沼であります。今回、田畑転換をやったということではありますが、今回整地した後は、果樹園として[ ]さんは柿の木とか梅の木とか、そういう果樹園にしたいという申請でございました。始末書添付となっておりますので、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決のほうをいたします。</p> <p>番号2番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第6号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第6号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>局</p> <p>番号1番、願出人、[ ]。土地の表示、[ ]、田、940平方メートル。こちらは公売になりまして、入札期日は令和3年7月29日、開札期日も同じ</p>

<p>議 長 郡司光一委員</p>	<p>く令和3年7月29日となっております。 以上でございます。</p> <p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>20番, 郡司です。1番について説明いたします。 願出人の■■■■さんは, サツマイモ, 水田などを営む専業農家 でございます。この土地は, ■■■■さんの水田のすぐ隣だそうです。 買受適格証明書の発行には問題ないと思います。よろしくお願ひ します。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし, なお 落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに, ご異議ござ いませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め, 番号1番について申請どおり買受適格証明 書を発行することとし, なお, 落札の際には農地法第3条の許可書 を発行することといたします。</p> <p>(議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18 条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画 の決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 議案第7号 「農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題と いたします。</p>

議 長	事務局に説明させます。
事 務 局	<p>申請件数につきましては8件、合計で16筆、面積5万8,884平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借が3筆、使用貸借が13筆となっております。内訳につきましては、全て新規となっております。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第7号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。</p> <p>(議案第8号 農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について)</p>
議 長	<p>議案第8号 「農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>ご説明いたします。議案第8号につきまして、この件につきましては、農林振興公社が農地の貸し手と利用権、中間管理権を設定し</p>



		<p>貸付けを希望する農家へ貸し出しするために、市町村が農地利用配分計画を作成することとなっております。その配分計画について、鉾田市から意見を求められているものです。</p> <p>申請人につきましては2名、筆数は2筆で、面積は2,342平方メートルとなっております。</p> <p>意見書につきましては、記載のとおりとなっております。令和3年7月26日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。</p> <p>以上でございます。</p>
議	長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第8号 「農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について」は、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(議案第9号 令和4年度国・県・市町村農業施策に関する要望について)</p>
議	長	<p>続きまして、議案第9号「令和4年度国・県・市町村農業施策に関する要望(案)について」を議題といたします。</p>
議	長	<p>事務局に説明させます。</p>
事	務	<p>ご説明いたします。</p> <p>この件につきましては、茨城県農業会議から意見の集約の依頼がありまして、先月、農業委員・推進委員の皆様にご要望提出依頼を配布させていただきまして、要望の報告をいただいたところでございます。ご協力感謝申し上げます。</p>

	<p>この令和4年度国・県・市町村農業施策に対する要望については、例年、意見の取りまとめを農政部に付託しまして、総会終了後に農政部会を開催しておりましたが、今回も昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策による会議時間の短縮ということで、総会における議案とさせていただきます。</p> <p>事前にお配りしております資料1と書いてありますA4の紙1枚があったと思うのですが、そちらのほうに皆様からいただきました意見を集約して記載いたしました。こちらで読み上げさせていただきます。</p> <p>ちょっと理由のほうは割愛させていただきます。意見・要望です。担い手、農業経営対策としまして、個人農家に対する規模拡大のためのさらなる補助を充実させること。農産物の急激な価格変動に対応した価格安定につながる取組を実施すること。</p> <p>サツマイモの基腐病への対策及び薬剤散布費用等の支援について早急を実施すること。</p> <p>年々上昇している農業用廃プラスチック処理費用について支援すること。</p> <p>農業用道路を舗装・拡幅整備すること。</p> <p>基本農政の確立対策といたしまして、現状として貴重な労働力となっております外国人実習生の受入れ手続の簡素化、活用についての支援を行うこと。</p> <p>農地の保全と有効利用対策としまして、国は脱炭素化社会の実現に向け農地への営農型太陽光発電設置を推奨しているが、優良農地を確保することが重要であり、第1種農地において営農を第一に考えた要件（基準）の整備を進めること。</p> <p>新たな担い手の確保と育成に力点を置いて、農地の集約を進めること。農地中間管理機構により、新規就農者へ優先的に農地を集約させるような仕組みを構築すること。</p> <p>遊休農地や耕作放棄地解消に向けた取組や支援を充実させ、担い手の再生意欲の増進を図ること。</p> <p>以上が取りまとめた内容となっております。</p>
議 長	これより質疑に入ります。どうでしょうか。この資料の1を見て。はい、どうぞ。
富田省三委員	後継車の車が車ではなくて者ではないか。
議 長	どうでしょうか。
事 務 局	すみません。ただいまちょっとご指摘を受けました理由のところの漢字の変換が誤っておりましたので、担い手、後継車と、者が車

		<p>になっておりましたので、そこは修正いたします。</p> <p>こちらは、皆さんからいただいた意見をまとめたものになりまして、それをある程度昨年度の参考にこういった形にさせていただきましたので、何かこれを入れないと駄目だとかそういったものがあれば、言っていただければと思うのですが、こちらのほうも7月末には報告しなくてはいけないものですから、特に何か付け加えることがなければこのまま出しますし、その辺を聞いていただきたい。</p>
議	長	<p>どうでしょうか、これ県に意見・要望事項、ある程度皆様から集計したやつをまとめて、ここに書き入れていただきましたけれども、このほかに何か入れたい項目があれば。</p> <p>はい。</p>
	浜田洋一委員	<p>5番、浜田です。今言った農業経営というところのサツマイモの基腐病というところなのですが、このところをもっと重点的にやってもらわないと、今、無線とかで呼びかけているように、まん延してからではしょうがないので、二重丸、三重丸でここ重点的に要望したほうがいいと思います。</p>
議	長	<p>この基腐病、この件に関しては、群馬県のほうの業者が茨城の販売業者に卸して、そこから売って、ほかは分かったのだけれども、鉾田地区だけ、幼稚園の畑から結局それが見つかったということで、そのほか何件かは申出がないということで、やはり見つけ次第、早急な対策、消毒をやるような話は聞いておりました。だから、その苗を買った方が申し出てこない限り分からないけれども、分かり次第、すぐ消毒して、コロナではないけれども、周りに広がらないようなそういう対策は今防災無線とか何かでいろいろやっております。それも県としてもこういうことに力を入れてやるような話は聞いております。</p> <p>あといいですか。どうでしょうか、そのほか。これでいいですか。</p> <p>(いいと思いますの声あり)</p>
議	長	<p>では、これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	長	<p>では、議案第9号 「令和4年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」、事務局より説明のあった内容を鉾田市農業委員会の意見として、茨城県農業会議に報告することに、ご異議ございませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議ないものと認め、議案第9号については、事務局の説明のとおり決定いたしまして、銚田市農業委員会としての意見を、茨城県農業会議へ報告することといたします。</p>
	<p>(議案第10号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について)</p>
議 長	<p>続きます。議案第10号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>ご説明いたします。こちらにつきましては、事前に議案の配付の際にお渡ししていると思いますが、別添資料の2というものです。ちょっと厚い冊子というか、なっていると思うのですが、こちらの「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」のほうを御覧いただいたと思います。</p> <p>こちらについてですが、当市におきましても、直近で平成28年に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」ということで、見直しをしているところでございますが、今回、県の「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」、こちらが策定、見直しされたことに伴いまして、銚田市も基本的な構想を見直し、策定するに当たり、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定に基づきまして、市のほうから農業委員会に対して意見を求められております。したがって、今回議案として上程させていただきました。</p> <p>基本的な構想の内容についてですが、農業経営基盤強化の促進に関する目標、農業経営規模・生産方式・経営管理の方法、営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の集積に関する目標、農業経営基盤強化促進法に関する事項などについて比較記載されております。こちらのほうはちょっと堅い話でありましたけれども、簡単に言いますと、市で行っております認定農業者の認定基</p>

	<p>準、利用権設定などについて定められておりまして、これらの基本構想があることで、認定農業者の認定や利用権設定ができるということになっております。</p> <p>先ほども申し上げましたが、茨城県の基本方針が策定されたことに伴いまして、鉾田市も基本構想の見直しを行うものでありまして、見直しの主な内容は、農地利用集積円滑化事業に関する事項が全て削除になったこと。また、農業経営基盤の強化の促進に関する目標について大幅な見直しを行いまして、本市の状況に即した経営目標となっております。</p> <p>以上が説明となります。市に対しましては、この基本構想の内容に農業委員会として異議があるかどうかということをお答えすることになっております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>今、事務局のほうの説明により、これでいいのかということで質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>どうでしょうか。どうですか、異議ありますか。</p> <p>では、事務局のほうから。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>ちょっと冊子、ページ数も多くて、文字ばかりで分かりづらいなと思うのですが、先ほども申し上げましたとおり、その認定農業者などを市で認定するに当たりまして、このくらいの規模が必要でしょうか、こういった目標が必要でしょうか、そういったことを策定しているものであります。これ2年に1回見直しを行っております。ですので、28年にも見直しを行っております。前回の見直しは28年です。</p>
<p>議 長</p>	<p>28年にこれやって、大幅に変わったところあるの。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>大幅に変わったのは、先ほど申し上げました農地利用集積円滑化事業、これちょっとあまり分からない方多いと思うのですが、これは農地利用集積円滑化事業というのは、農地の合理的な利用を目的に、集積を進めるために、自治体とか農協なんか代理になって農地の売り渡しや貸付けを行う事業ですけれども、現在は、農地中間管理事業というのがあるので、実質上機能しておりませんから、そちらのほうを全部削除したということです。</p> <p>あとは、やはり県のほうが見直しをしているので、それに合わせて見直すところを市のほうも見直したということです。28年のときにもやっぱりこういうふうに意見照会は来ています。それに対して農業委員会で異議がないということにしているのです、これが策定されているということですから、今回も特に意見等がなければ、異</p>

議 長	<p>議なしということで回答して問題はないのかなとは思っていますが。</p> <p>今、事務局の説明あったとおり、やはり前回と大幅に変えていないということで、それと今まで集積するに当たって、市がまとめてやっていたのを、それが県の間管理機構のほうに行ったから、市の機能が削除されたとか、そのくらいでそれほど変わっていないということで、これでよろしいでしょうか。それとも、質疑そのほかにあるでしょうか。</p> <p>本来ならば農業委員全体で、これは今日来ない方にも資料は行っているのだよね。</p>
事 務 局	はい。
議 長	<p>ここに今日いる委員の皆さん、過半数以上ありますので、異議なければこれで決定したいと思います。よろしいですか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第10号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について」は、案のとおり策定することに農業委員会として異議はないという意見書を提出することによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、原案とおり意見書を提出することにいたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>

<p>事務局</p>	<p>こちら2件の届出がございました。2筆で合計面積は1,694.13平方メートル。全て合意解約となっております。以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議長</p>	<p>報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>1件の届出がございました。2筆で面積は合計1万1,302平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。以上でございます。</p> <p>(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>2件の届出がございました。地目は畑、3筆で、面積1万1,600平方メートルでございます。 添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、それぞれ令和3年6月1日付、令和3年7月6日付で会長専決処分により書類を受理いたしました。以上でございます。</p>

(報告第4号 農地法制限除外の届出について)

議 長

報告第4号「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。  
事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事 務 局

1件の届出がございました。  
番号1番、申請人、  
届出地、の一部、地目、畑、面積0.16平方メートル。転用目的は、携帯電話無線基地局となっております。以上でございます。

議 長

以上で、議案の審議及び報告を終わります。

議 長

続きまして、その他について何かありましたらお願いいたします。  
では、事務局からお願いします。

事 務 局

地元委員にはお話しさせていただいたのですが、令和3年7月19日にの不法投棄監視員から、生活環境課と農業委員会に対して、農地への家畜排せつ物不法投棄に関する通報がございました。家畜排せつ物というのは、養豚業から出される家畜の排せつ物です。通報後、事務局にて現地を確認しましたところ、通報の内容のとおり養豚施設から排せつされる排せつ物がたまっているような状況が確認できました。皆さん御存じのとおりだと思っておりますけれども、こちらの案件は、銚田市の地区、ちょうどとの境あたりなのですが、一昨年に同様の通報がありまして、農地の復元させて、農地法3条で農地として取得を許可した場所になります。事業主は、さんです。農地還元という目的で作付もせずに垂れ流しされているという状況が想定されますので、今後は、市農業振興課及び鹿行農林事務所の畜産担当と改めて現地確認等を行いまして、当事者に対して適切に指導してまいりたいと考えております。

また、現地確認及び事業者を指導する際には、地元及び近隣の農



<p>議 長</p>	<p>業委員の方にご協力をいただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>この件に関しては、前にもやはり問題がありまして、区長さんらにそういう意見があったので、現地確認して、一応指導という形で、やっぱり畑となっておりますので、耕作してもらわなければ駄目だということで、前もそういうようなことをやったのだけれども、なかなかそれが守られていなくて、あのときは作物を作るということで同意を得られたのですが、その後も作物は作らないで、やはり垂れ流しをされていて、やはり近隣の住民からもこういう苦情等が来ておりましたので、これをやはり今後もこういうことを鉾田市は農業委員会として、これするする、するするやっているのです。それで、かなりこれも問題が、はいそうですかというすぐ解決するような問題ではないもので、これがずっと尾を引いているから、先ほど案件がありました■のほうには、農作物作って、これからも排せつ物の処理設備を造るような話がありましたけれども、ああいうようなやっぱり排せつ物を処理するようなそういう設備を造っていただければ、何ら問題ないのですけれども、なかなかそういう設備をつくらなくて、依然、やはり垂れ流されているような状況でありますので、これをいかにどのように処理していったらいいかということで、そういうふうに今指導しても、農業委員としても困っております。</p> <p>現況は、地目は畑になっております。だけれども、畑ではなくて、ユンボで掘って、そこに垂れ流して、また埋めて、それを浸透したならば、また違うところ掘って、また埋めて、それを繰り返している。</p> <p>前回は、周りに流れないようにということで、下にもということでシートを敷いてしまった。下にシートを敷いたら畑として機能できないのではないかとということで、それを改めてまた言ったら、いや畑全体にはシートは敷いていないのだと、結局周りだけで、あと下はシートは敷いていない。畑として、それならばやっぱり使えるということで、やはり作物を作って、何でもいいですから、とにかく畑となっているのだから、そのし尿を流すのではなくて、何でもいから作物を作ってくださいということで、では作りましょうということで了解は得たのですが、その後、やはりこういうような監視員の方からいろいろそういうような書類が上がってきて、これも非常に困っておるような、そういう問題が今出ておりますので、皆さんにもそのことをやはり知っていただき、何かいい改善策でもあればと思っています。</p> <p>農業委員会だけでは、とてもでないが、これもうできないから、県の環境対策だとか、畜産関係のそういうところと連絡を取りなが</p>
------------	---

富田省三委員	<p>ら、事務局で今、ある程度動いてはいますけれども、はい。</p> <p>そういう問題は、農業委員では対応できないよ。みんなそれはカモフラージュなのだから、大体畑にしていますなんて、何が畑にしているの、どこ畑にしているの、畑にしているのはうそなのだよ。だから、こういうのは農業委員会ではなく、今の環境部門とかそういうのか徹底的にやらなければ駄目、甘いのだよ。農業委員をばかにしているのだから。今までも、是正の申告だとか何だのといったって、何回も繰り返しそういうことやっているのだ。だから、もうそういうのはペナルティーをつけて、もう許可は出さないようにしないと。これ今からそういうのがどんどん出てきますよ。養豚を飼っている方が、この中にもいるかもしれないが、あまりそれ、ちゃんとした性格でやっている方と、ずぼらでやっている方がこういう段差があるのだよ。今、これ素掘りでは一切駄目なの、本当は。ところが、それを県のほうでは何と言ってるかといったら、果樹園として汚水を流すのは認めているのだよ。おかしいのだよ。要するに梅の木とか柿の木を植えれば、そこに汚水流すのは認めると言っているのだ。そういう制度なのだからね、県は。そうすると、それを逆に、今度は頭のいい人は、果樹園だといってやっているわけだ。果樹園なんて何も植えていないよ。ぼさ山の下を素掘りして流して……</p>
議 長	<p>だけれども、あれだけ流したら、例えばの話、果樹園に木を植えても、木が育たず枯れてしまうよ。</p>
富田省三委員	<p>もちろん、だから何植えたって駄目なのだよ。ただ、そういうのを果樹園芸として汚水を灌水は認めると。県はそう言っているの分かっているのか、事務局の方で。そういう裏手を取っているのだよ、みんな。</p>
事 務 局	<p>多分あれですよ。農地還元ということで、その堆肥というか、肥料ということでやっていること。</p>
富田省三委員	<p>それで、そこに灌水というふうになるのだ。もう灌水ではないのだよ。だから、これは行政の裏をかいてやっているのだから、悪質なのだよ。そういうこと言ったらなんだけど、悪質なことをやっているわけだ。</p>
事 務 局	<p>■■■■さんについては、もう何回もやっているということなので、こちらとしても農業委員会の意見として、少し強めに、県のほ</p>

<p>富田省三委員</p>	<p>うもやってもらわないと、そういった先ほど富田委員さんがおっしゃっていたような果樹園というような形で農地還元でカモフラージュされても、うちとしてはちょっと困ってしまいますので、その辺はちょっと一緒に指導していきたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>県のほうに、こっちから指導してやったほうがいい、県でも何でも行政というのは、ただ見ただけの判断しているから駄目で、そういう裏をかいてやっているのだから。</p>
<p>富田省三委員</p> <p>議 長</p>	<p>とにかくあれだけ飼っているのだから、毎日出るわけだよな。毎日出るわけなのだけれども、やはりそのところに池を造って、そこからどんどん、どんどんくんで、そこから今度、またビニールハウスでそういう溝みたいのをユンボで造って、そこに流しているのだ。だけれども、それは違反なのだよな。</p>
<p>富田省三委員</p> <p>議 長</p>	<p>これ元をただせば、■の養豚業者が■にあのビニールパイプを延長して流していることがあった。そこまで誰も分からないのだよ。それは、もう何十年も前からやっているのだ。</p>
<p>出沼丈夫委員</p> <p>議 長</p>	<p>そうらしいです。ずっとやっているらしいです。だけれども、前回のそういう何が出てきたときに、■さんでは、うちの会社を潰そうと思っているのかと言われたという、そういうふうに言われたというから、どこまで言っているものなのか。</p>
<p>出沼丈夫委員</p> <p>議 長</p>	<p>ちょっとお伺いしたいのですけれども、いいですか。</p> <p>はい。</p>
<p>出沼丈夫委員</p> <p>議 長</p>	<p>出沼ですけれども、この■さんと同じような規模の、同じような事業をやっているほかの業者さんは、どのように処理をしているのですか。この問題、いつも■さんが出ますよ。もう何十年間も騒いでいると思いますけれども、ほかにも■とか、そういうそれ相当の畜産業の方の苦情はあまり聞いたことないのですよね。その点はどのように考えていますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>それは、先ほど言ったように、し尿処理設備を造ってあるから。</p>
<p>出沼丈夫委員</p> <p>議 長</p>	<p>そのように■さんもやってくればいいのに。</p> <p>やってくればいいけれども、そういう金がないというのでも</p>

	の。
出沼丈夫委員	そういうのはおかしいよね。
議 長	だから、ほかの業者とかは今日の案件の中で豚舎を増築する、し尿処理設備も造るということで、これ入っていたわけだから、だから本来ならば■■■■さんもそういう設備を造ってやってくれば、何ら問題ないわけだよ。その畑に垂れ流すことが。だから、畑じゃなくて、それが雑種地とか、山だとか山林だとか、自分んちの場合には、農業委員には関係ないのですよ。それは、今度環境課のほうだけのものになってしまうけれども、あくまでも地目が畑に、やってしまって、その畑が大規模なのですよ。
出沼丈夫委員	たちが悪いね。
議 長	だから、今出沼委員さんの言うように、そういう設備を造ってくれば、何ら問題はないのです。
出沼丈夫委員	何でそれほどできないのだろうね。
富田省三委員	金がかかる。それは莫大な金がかかる。
議 長	でも、ほかのそういうやっている方は、そういう設備をやっている。
出沼丈夫委員	何でそれやらないのだろうね。
議 長	これは、先ほど事務局も言ったけれども、農業委員会だけではちょっとできないので、県なり、また市の違う課とも連携を取りながら、やはり指導していかなくては駄目ではないかと思えます。結局、それを、被害こうむっている人らがいるわけだから、だからそのままにはおけないということだから、それで地区の監視員の方からもそういう通知が来ているわけだから、だからそういうことでこれ非常に困っておるから、何か皆さんでこういうこともしていただくために、その他のほうでこれを皆さんに報告したほうがいいのではないかということで、今事務局から説明があったのです。 やはりこれ農業委員の方が、いやそんなの分からなかったと、関心がない人は分からなくなってしまうからな。だから、やっぱり全体にそういうことを知っていただいて、それでなおかつ事務局がほかの課、県と連携を取りながら、これから少しずつそういう指導に当たるような方法をやっていくために、今説明していただいたよう

	<p>なそういう状況でございます。</p> <p>そういうことで、その設備を造って、畜産やっている方はみんな造ってあるのです。そういうことをやっていただければ、何ら問題ないのです。</p> <p>そういうことで、一応皆さんに知っていただいて、何かいい方法でもあれば、また地元の方から農業委員であの畑をあのまま放っておくのかという質問も多分聞かれる人も出てくるのではないかなと思って、あそこは畑なのにあんなに垂れ流してというのがあって、出てくるとは思うのです。そのときにも、皆さんにこうやって知っていただければいいなと思って、事務局のほうに説明をお願いしたわけなのです。</p> <p>では、事務局。</p>
事務局	すみません。あと2点ほどあります。
議長	はい、どうぞ。
事務局	<p>まず、1点目なのですが、皆さんにお配りしております行事予定のほうです。8月16日に、10時半から常設審議委員会があります。今回、1件、<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>の件がありますので、そちらのほうを諮問いたします。それと、17日の1時から現地調査ということで、箕輪美代子委員、大貫修一委員、宇佐見達夫委員にお願いいたします。20日が議案書配付となります。25日が定例総会ということで、2時からこちらになります。</p> <p>それと、もう一件なのですが、前回の総会でも話がありました営農型太陽光発電、こちらがちゃんとできないところがあるのではないかというような、それで一応うちのほうでも事務局のほうで今回現地をちょっと見回らせていただきましたので、その内容について、農地係長のほうからちょっと説明いたします。</p>
事務局	<p>農地係長の鬼澤です。</p> <p>先月の総会でありました営農型太陽光発電のパトロールについて、事務局で実施いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>令和3年7月26日現在の営農型太陽光発電設備の許可件数は11件あり、そのうち8件は問題なく作付されて管理されておりましたが、3件ほど作付をされていないような農地がありましたので、こちら場所が子生地区で2か所、汲上地区で1か所あります。そちらについては、耕作者に作付するように指導していくように検討しておりますので、地元委員のほうでも把握していただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>

<p>事務局</p>	<p>今の件なのですけれども、全部で11か所あるということで、なかなか事務局だけでもパトロールというのも難しいところがございます。ですので、今後、地図と一覧を作成しますので、ちょっと農業委員さんの方にもお配りいたしますので、もし近くを通った場合なんかは、ちょっと見ていただいて、何か気づいた点等がありましたら、ご連絡いただければと思います。そちらは、来月でも配付できればと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>では、議事日程を全て終了しました。慎重審議ありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。</p> <p style="text-align: center;">午後 4時10分 閉会</p>